

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：須崎市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.1%
全職員	80.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	100.5%
課長補佐相当職	99.0%
係長相当職	98.0%

(2) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	114.0%
31～35年	92.2%
26～30年	100.6%
21～25年	97.8%
16～20年	102.0%
11～15年	92.4%
6～10年	86.1%
1～5年	94.5%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、フルタイム以外の職員については、週の勤務時間／フルタイムで計算し、職員数を換算。（男女別に計算のうえ、小数点未満を切り上げ）

換算後、年間給与を換算職員数で割り、割合を算出。

【計算例】

・週 35 時間勤務が 15 名の場合

$35 \text{ 時間} / 38.75 \text{ 時間 (フルタイム)} = 0.9 \text{ 人} \times 15 \text{ 名} = 13.5 \text{ 人} \rightarrow 14 \text{ 人}$

勤続年数別の 36 年以上の男女の給与の差異については、担当業務の関係で、時間外勤務手当が昨年度と比較して、大幅に増加したことによって、大きな差異が発生。